

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年5月2日

北九州市保健福祉局先進的介護システム推進室

1 当該公募の趣旨

本市では、国家戦略特区による特例措置を活用することで、介護ロボット等の導入実証を行い、先進的介護「北九州モデル」を構築するに至った。一方で「隣接する2つのユニットの共同生活室を一体的に利用できる」とした特例措置そのものによる具体的な効果は検証できていないため、特例措置を市内外に展開できないでいる。

本業務では、介護施設で実証実験を行い、特例措置による効果を検証するとともに、感染症予防に資する介護ロボットの活用方法を検討する。

本業務については、前段階として厚生労働省事業である「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」内で実証を行い、後続の実証として行うものであるため、介護ロボットや介護現場の業務改善に関する専門的な知識や経験を有していることが必要とされる。

これらの要件を備えた特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名 国家戦略特区における規制の特例措置の効果検証業務

(2) 業務内容

特例措置の条件下での有効性及び感染症対策としての有効性が期待される歩行支援ロボット等を活用した実証を行う。

ア 実証計画の作成

イ 利用者又は利用者家族説明会の実施

ウ 実証協力施設と連携した実証実施

(ア) 協議会の設置・開催

(イ) 実証対象機器の手配

実証対象機器は、北九州市が指示する介護ロボット等を手配すること。

北九州市は、以下の介護ロボット等の分野の候補から、実証協力施設及び北九州市と協議の上、自立支援、介護現場の生産性向上及び感染症予防が期待できる機器を選定する。

a 移乗支援機器（非装着型）

b 移動支援機器

(a) 歩行器 (b) 起立訓練機器 (c) 車椅子補助器具

c 歩行支援にかかる職員の負担軽減につながる ICT 機器

d 見守り支援機器（バイタル型）または（カメラ型）

e 介護支援機器

(ウ) 指標に基づいた測定

- ・実証における指標について、令和4年度プラットフォーム事業の実証内で使用する指標を活用すること。
- ・国家戦略特区による特例措置に関する指標については、別途、北九州市から提示するものも活用すること。
- ・指標に基づいて、実証前後のデータ測定や、アンケートの作成及び集計を行うこと。

エ 実証から測定された結果等に基づいた分析

オ 報告書による提言

(ア) 国家戦略特区による特例措置の有効性

(イ) 感染症予防に資する介護ロボットの活用方法

(3) 履行期間 令和4年5月～令和5年3月

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有

資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 厚生労働省事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の内容を理解把握していること。

イ 従事者には、医師、保健師、看護師又は理学療法士の資格を有し、介護に関する専門的な知識を有する者が含まれること。

ウ 介護ロボット又はその他の介護・生活支援に資するロボット等の活用を促進するための人材育成に関するノウハウ・経験を有していること。

エ 介護施設・事業所の運営に関するコンサルティングを行った実績があること。

オ 介護ロボットの導入目的について科学的な視点から助言できる学識経験者との連携が可能であること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住 所 北九州市小倉北区域内1番1号

担当課名 保健福祉局先進的介護システム推進室

電話番号 093-582-2712 FAX 番号 093-582-2095

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和4年5月2日から令和4年5月18日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和4年5月6日から令和4年5月19日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8

時 30 分から 17 時 15 分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。